

# 弁護士会照会って どんな場面で使えるの？

## 交通事故事件における弁護士会照会事例

調査室囑託 吉田 正毅 Masatake Yoshida(61期)



会員サービスサイトでは、照会先ごとに弁護士会照会の事例を列挙しています。本号より始まるこの連載では、目的別・事件類型別にこれらの照会事例を整理して紹介します。ぜひ受任事件で収集する証拠の参考としてください。

まず、本号では、弁護士会照会の件数が最も多い交通事故事件における照会事例を紹介します。なお、文中の【番号】は、会員サービスサイトの事例番号です。

### 1 事故状況に関する照会

#### (1) 実況見分調書【1】

人身事故で、事故状況を明らかにする必要がある場合、検察庁に対し、実況見分調書等の照会をすることができます。照会には、送致番号（検番）が必要となるため、事前に警察署に送致番号（検番）の問い合わせが必要です。

#### (2) 物件事故報告書【25】

物損事故で、事故状況を明らかにする必要がある場合、警察署に対し、物件事故報告書の内容の照会をすることができます。

#### (3) ドライブレコーダー、タコグラフ【220】

事故の相手方がタクシーの場合、タクシー会社に対し、ドライブレコーダー映像やタコグラフの記録を照会することができます。

#### (4) 防犯カメラ【198】

事故状況が映っていると考えられる防犯カメラの所有者に対し、防犯カメラの映像を照会することができます。

#### (5) 信号サイクル【26】

交通事故の際の進行方向の信号の色に争いがある場合、信号サイクルを照会することができます。

#### (6) 交通渋滞の程度【27】

渋滞中の事故であったかが争いとなっている場合に、交通渋滞の程度を照会することができます。

#### (7) 道路の傾斜状況【65】

過失割合を判断するうえで道路の傾斜状況を正確に把握する必要がある場合、道路台帳路線図等、標高の記載されている書類の内容を照会することができます。

#### (8) 交通標識の設置時期【110】

一時停止の標識が事故当時存在していたかが争いと

なっている場合、当該標識の設置時期の照会をすることができます。

#### (9) 飲酒の有無【3】【89】【183】

事故の状況から事故当時運転手が飲酒していた疑いがあり、保険の免責事由に該当する可能性がある場合、飲酒の有無や程度を照会することができます。警察署、検察庁、救急搬送の消防当局、搬送先の医療機関、検視担当の医療機関などに対して照会がされる例があります。

#### (10) 死因【185】

事故態様に争いがあり、遺体の損傷部位や程度を詳細に分析して事故態様を明らかとする必要がある場合、被害者の死因を照会することができます。

### 2 損害に関する照会

#### (1) 傷害の内容・程度【181】

被害者の受けた傷害の程度や症状固定の有無等などについて争いがある場合、医療機関に対し、被害者の傷害の内容や程度について照会することができます。

#### (2) 後遺障害の等級に関する所見【182】

被害者の後遺障害の程度について争いがある場合、後遺障害についての意見を求める照会をすることができます。ただし、意見を求める照会は原則として認められませんので（弁護士会照会手続細則5条1項）、照会先と事前協議をし、照会先から照会について回答をするとの同意を得ておく必要があります。

#### (3) 社会保険による給付状況【80】

被害者の受傷の程度が争いとなっており、既往症についての医療機関への通院の有無を明らかとする必要がある場合、健康保険組合に対し、診療報酬の支給先及び支給額の照会をすることができます。

#### (4) 後遺障害認定の内容【172】

被害者の後遺障害の程度が争点となっている場合、自賠責保険における後遺障害認定の内容を照会することができます。

#### (5) 自家用自動車有償貸渡業の許可【57】

事故車両がリースに供していた車両であるかが争いとなっている場合、自家用自動車有償貸渡業の許可の有無を照会することができます。

